



福岡医発第 1094 号(地)

平成 28 年 7 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

市町村における子ども医療費支給制度の状況について

本県においては、乳幼児医療費支給制度を少子化対策の重要な柱と位置付け、
本年 10 月より、対象年齢の拡大等の制度の見直しを行うこととなります。

これに伴い、多くの市町村で 10 月までに制度の拡充が行われることから、今
般、平成 28 年 10 月 1 日時点での市町村の制度状況一覧(別紙)を作成した旨、
福岡県福祉労働部より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員
への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、別紙につきましては、福岡県庁ホームページ(URL : <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/nyuuyouji.html>) にも掲載されておりますことを
申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 白石恒明

28児第816号

平成28年7月6日

公益社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県福祉労働部長

(児 童 家 庭 課)



市町村における子ども医療費支給制度の状況について

本県の公費医療費支給制度の円滑な実施につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県におきましては、乳幼児医療費支給制度を少子化対策の重要な柱と位置付け、平成28年10月より、対象年齢の拡大等の制度の見直しを行うこととしております。

このことに伴い、多くの市町村で10月までに制度の拡充が行われますので、別添のとおり、平成28年10月1日時点の市町村の制度状況一覧を作成しました。

つきましては、周知について、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 送付書類

- ・子ども医療費支給事業 市町村制度状況一覧 (平成28年10月1日時点)

2 県ホームページ掲載

(掲載先)

福岡県HP>子育て・教育>子育て支援>子育て支援>乳幼児医療費支給制度について

(アドレス)

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/nyuuyouji.html>

(ホームページ・メールマガジン等掲載案)

福岡県内の多くの市町村において、平成28年10月より乳幼児医療費支給制度が拡充されます。各市町村の制度状況一覧については、福岡県のホームページを確認ください。

福岡県福祉労働部

児童家庭課ひとり親家庭支援係 中原

TEL : 092-643-3257

Mail : nakahara-m2408@pref.fukuoka.lg.jp



平成28年度 子ども医療費支給事業 市町村制度状況一覧

(平成28年10月1日現在)

福岡県子ども医療費支給事業の拡充(助成対象:就学前⇒小学生)に伴い、各市町村の制度が一覧のとおり改正されます(※改正のない市町村もあります)。

NO.	市町村名	入院							通院							所得制限 【○:無し】	平成28年10月以降に 使用する医療証			
		助成対象			1日あたりの自己負担額(月7日上限) 【○:自己負担無し】				助成対象			1月あたりの自己負担額 【○:自己負担無し】					児童手当 準拠	子ども 医療証	乳幼児医療証 (※時期は現時点の 予定です)	
		小 学 生	中 学 生	1 8 歳	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳 年度末	小 学 生	中 学 生	1 8 歳	3歳未満	就学前	小学生					中学生
	福岡県	●			○		500円			●			○	800円	1,200円			3歳以上		
1	北九州市		●		○	○	○	○		●			○	600円(※)	1,200円			○	○	○(31年9月頃まで)
2	福岡市		●		○	○	○	○		●			○	600円	1,200円			○	○	
3	大牟田市		●		○	500円					●		○	800円	1,200円			○	○	○(31年9月頃まで)
4	久留米市		●		○	500円					●		○	600円	1,000円	3,500円		○	○	
5	直方市	●			○	○	500円			●			○	○	800円(小3) 1,200円(小6)			○	○	○(35年4月頃まで)
6	飯塚市			●	○	○	500円			●			○	○	1,200円			○	○	
7	田川市		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○		○	○	
8	柳川市		●		○	500円			500円		●		○	600円	1,200円			○	○	
9	八女市		●		○	○	○	○		●			○	○	1,200円			○	○	○(35年3月頃まで)
10	筑後市		●		○	○	500円	500円		●			○	○	1,200円			○	○	
11	大川市		●		○	500円				●			○	600円	1,200円			○	○	
12	行橋市		●		○	500円					●		○	600円				○	○	
13	豊前市		●		○	○	○	○			●		○	○	800円			○	○	○(32年3月頃まで)
14	中間市		●		○	500円				●			○	600円				○	○	
15	小郡市		●		○	○	500円	500円		●			○	800円	1,200円			○	○	○(31年9月頃まで)
16	筑紫野市		●		○	500円			500円		●			○	600円	1,200円			○	
17	春日市		●		○	500円				●			○	800円	1,200円			3歳以上	○	○(33年10月頃まで)
18	大野城市		●		○	500円				●			○	600円	1,200円			○	○	
19	宗像市		●		○	500円				●			○	800円				○	○	
20	太宰府市		●		○	500円				●			○	600円	1,200円			○	○	
21	糸島市		●		○	500円				●			○	800円	1,200円			3歳以上	○	
22	古賀市			●	○	500円				●			○	800円	1,200円			○	○	
23	福津市		●		○	500円				●			○	600円				○	○	○(30年3月頃まで)
24	うきは市		●		○	○	500円	500円		●			○	600円	1,200円			3歳以上	○	○(31年9月頃まで)
25	宮若市		●		○	○	500円				●		○	○	1,200円			○	○	○(35年3月頃まで)
26	嘉麻市		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○		○	○	
27	朝倉市		●		○	○	500円	500円		●			○	○	1,200円			○	○	
28	みやま市		●		○	500円					●		○	600円	800円			○	○	○(29年3月頃まで)
29	那珂川町		●		○	○	○	○		●			○	○	1,200円			○	○	
30	宇美町		●		○	500円				●			○	800円	1,200円			○	○	
31	篠栗町		●		○	500円				●			○	800円	1,200円			○	○	
32	志免町		●		○	500円				●			○	800円	1,200円			○	○	
33	須恵町		●		○	500円				●			○	800円	1,200円			○	○	
34	新宮町		●		○	○	500円				●			○	○	1,200円			○	○
35	久山町		●		○	500円				●			○	800円	1,200円			○	○	
36	粕屋町		●		○	500円				●			○	800円	1,200円			○	○	
37	芦屋町		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○		○	○	
38	水巻町		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○		○	○	
39	岡垣町		●		○	○	○	○		●			○	○	800円			3歳以上	○	
40	遠賀町		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○		○	○	
41	小竹町		●		○	○	500円	500円(※)		●			○	○	1,200円			○	○	○(29年4月頃まで)
42	鞍手町		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○		○	○	
43	桂川町			●	○	○	500円			●			○	○	600円			○	○	○(29年3月頃まで)
44	筑前町		●		○	○	500円				●			○	○	1,200円			○	
45	東峰村		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○		○	○	
46	大刀洗町		●		○	○	500円	500円		●			○	○	1,200円			○	○	○(35年3月頃まで)
47	大木町		●		○	500円					●		○	600円	1,000円	3,500円		○	○	
48	広川町		●		○	○	○	○		●			○	○	1,200円			○	○	○(29年9月頃まで)
49	香春町	●			○	○	500円			●			○	○	1,200円			小学生	○	
50	添田町		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○		○	○	○(28年12月頃まで)
51	糸田町		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○		○	○	
52	川崎町	●			○	○	○			●			○	○	○			○	○	
53	大任町		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○		○	○	○(35年4月頃まで)
54	赤村		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○		3歳以上	○	
55	福智町		●		○	○	○	○		●			○	○	○	○		○	○	
56	苅田町		●		○	500円				●			○	600円				○	○	
57	みやこ町			●	○	500円					●		○	600円				○	○	
58	吉富町		●		○	○	○	○			●		○	○	800円			○	○	
59	上毛町		●		○	○	○	○			●		○	○	800円			○	○	○(30年4月頃まで)
60	築上町		●		○	○	○	○			●		○	○	600円			○	○	○(29年10月頃まで)

黒塗り 償還払です(窓口では支払が必要です)。
なお、県外受診や他医療併給等で償還払いとなる場合があります。

(※)北九州市:就学前の通院自己負担は経過措置で平成31年3月まで500円です。
小竹町 :中学生の入院自己負担は月20日上限です。